

第8章 土 壤

第1節 土壌の現況

土壌汚染については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）により、農用地における調査、対策等が行われてきました。

また、平成3年度の環境庁告示（平成3年8月23日付け告示第46号）により、公害対策基本法の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準が設定され、市街地も含めた土壌環境保全の取組がされています。

さらに、平成15年2月15日には土壌汚染対策法が施行され、汚染された土壌による健康被害を防止するための取組がされています。平成25年度末現在、県内で同法に基づく特定有害物質に汚染されている地域として指定された地域は4ヶ所あります。

第2節 土壌汚染の防止対策

土壌汚染の防止については「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、汚染地域を指定するとともに、指定地域における有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るための対策計画を策定し、対策事業を行うことになっています。

対策工事を完了した地域内の農用地土壌の汚染の状況については、対策効果を把握するための対策地域調査を行いました。工事前に比べて大きく減少しており、基準値(15ppm)に比べても著しく小さい値でした。

